

「(仮称) 会津若松市自治基本条例」素案に付する附帯意見

当市民会議における自治基本条例素案の作成過程において、自治基本条例に盛り込むべきと考える様々な項目や要素について議論を重ねてきたところですが、以下の項目については、市民会議、さらには市民との意見交換会においても様々な意見があり、条例へ盛り込むことの是非について合意を見なかったところですが、今後の自治推進に向け重要な論点であると考えことから、以下のとおり当条例素案に意見を付すものです。

1. 住民投票について

当市民会議において、住民投票のあり方について議論を重ねた経過にありますが、他自治体においても原子力発電所や産業廃棄物処理施設の建設といった市政の重要事項について住民投票が実施された事例も散見されることもあり、市民の権利として条例へ盛り込むべきといった意見がある一方で、既存の法律によりその権利が保障されていることや、外国人参政権の問題、間接民主制を揺るがし市政の混乱を招く懸念があること、投票の対象事項や投票資格者、請求要件、成立要件等の具体的内容について多くの時間をかけ慎重に議論すべきといった考えにより、現時点で条例に盛り込むことを問題視する意見があり、市民会議として合意を見なかったところです。

当該事項は他自治体においても全市的な議論がなされている大変重要な論点であり、その規定の是非について議会及び行政における議論に委ねたいと考えます。

2. 都市内分権について

当市民会議において、都市内分権のあり方について議論を重ねた経過にありますが、地域のコミュニティを強化し、市民のまちづくりへの主体的な参画を促すために有効な仕組みであるとする意見がある一方、二重行政となることへの懸念や、既存の自治組織により対応が可能であるといった意見もあったところです。

また、その制度設計や導入にあたっては、地域ごとの現状を十分に踏まえる必要があり、地域区分・編成の再編のあり方についても、既存の小学校区や中学校区、高齢者の日常生活圏域、都市計画マスタープランにおける地域区分等を踏まえながら検討を要すると考えられることから、議会及び行政において十分に時間をかけ先行事例の調査・研究や全市的な議論が図られるよう期待します。

以上